

市・県民税特別徴収の手引

日ごろ、当市税業務に格別のご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

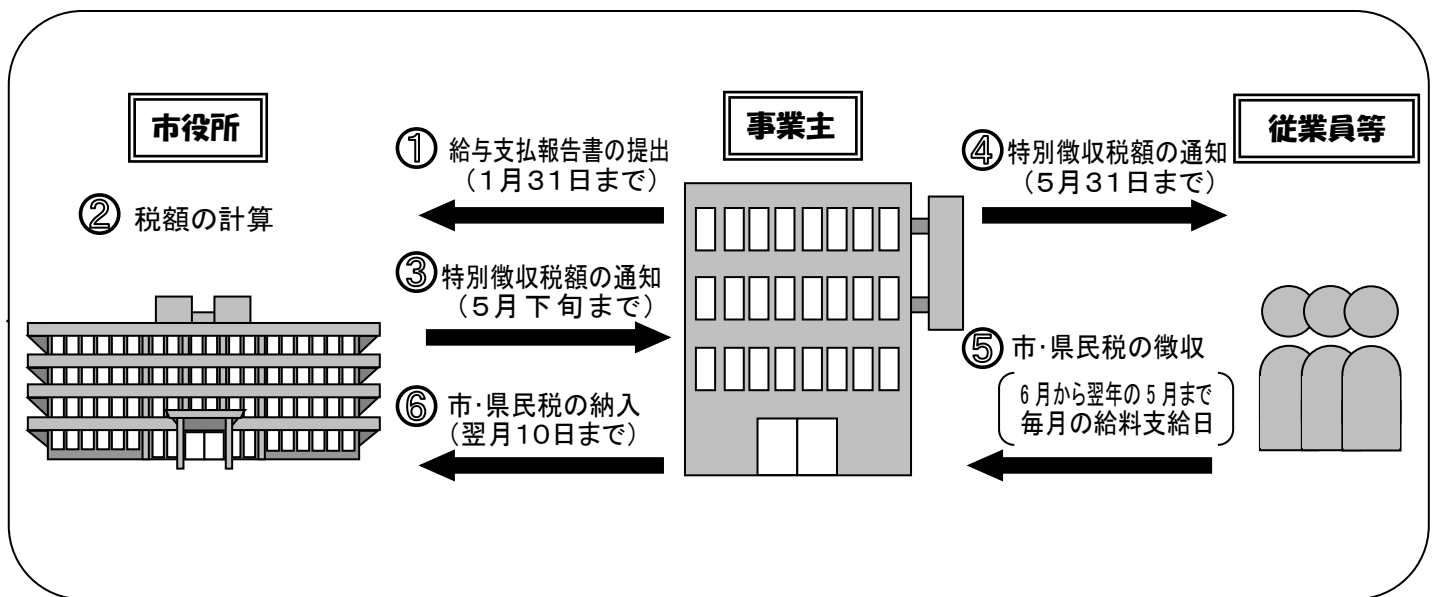
本書をご一読いただき、市・県民税の特別徴収事務を進めていただきますようお願いいたします。

市・県民税特別徴収による納税のしくみ

市・県民税の特別徴収とは、所得税の源泉徴収制度と同様に、事業主（給与支払者）が、毎月の給与を支払う際に給与所得者（従業員等）の市・県民税を差し引いて、納税義務者である従業員に代わって、従業員の住所地の市町村に納入していただく制度です。

地方税法等により事業主には、特別徴収する義務があります。（地方税法第321条の4及び村上市税条例34条）

《市民税・県民税特別徴収の流れ》



従業員の方が退職・転勤等されたときは、「給与所得者異動届出書」の提出をお忘れなく

〒958-8501

新潟県村上市三之町1番1号

村上市役所 税務課 市民税係

TEL:0254-53-2111【代表】

0254-75-8928【直通】



村上市観光キャラクター
「サケリン」

も く じ

1. 特別徴収税額の通知	3
2. 市・県民税の給与天引き	4
3. 税額の納入	4
4. 特別徴収税額に変更があった場合	6
5. 必要な届出について.....	7
6. 退職手当等に対する市・県民税の特別徴収について	8
7. 指定通知書 様式	16

特別徴収 Q&A



① 退職 ～すでに退職した人の決定通知書が届いた場合～	11
② 新規追加 ～新たに特別徴収される方がいる場合～	12
③ 中途退職 ～残りの税額を個人が納める場合～	13
④ 中途退職 ～残りの税額を退職時の給与でまとめて天引きする場合～	14
⑤ 転勤(転職) ～転勤先でも引き続き特別徴収される場合～	15

1. 特別徴収税額の通知(5月31日まで)(市役所⇒事業主⇒従業員)

特別徴収税額および毎月徴収する月割額等を、市役所から「市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書(特別徴収義務者用)」および「市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)」により5月下旬までに通知します。(給与支払報告書の提出が期限後になった場合などについては、遅れる場合があります。)

「市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)」は5月31日までに従業員(納税者)にお渡しください。

【事業主あて通知書(茶色)】

令和〇年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)

特別徴収税額 課税人員 非課税人員

地方税法第41条及び第42条第3項の規定に
及ぶ市民税・県民税の特別徴収
税額を月別に
表示します。

令和〇年〇月〇日

特別徴収税額がある人数(納税者数)および特別徴収税額の合計額を月別に表示しています。

納税者(給与所得者)ごとに、特別徴収税額および毎月徴収していただく月割額を表示しています。

指定番号	宛名番号	市町村コード	受給者番号	特別徴収税額	納付月	10月分	2月分
				6月分	7月分	8月分	9月分
				10月分	11月分	12月分	1月分
				2月分	3月分	4月分	5月分

この通知書の記載事項に不備がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、村上市長に対して書面請求をすることができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日を翌日から起算して1年を経過すると書面請求をすることができません。)上記の書面請求に対する裁決を経た場合に限って、当該書面請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、村上市を被告として(訴訟において村上市を代表する者は村上市長となります)、趣分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、書面請求に対する裁決を無効とする訴えを提起することができます。①郵送請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき、②趣分、趣分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を無効とするにつき正当な理由があるとき。

特別徴収義務者 氏名又は名称 個人番号又は法人番号

頁 (問い合わせ先) 村上市 税務課 市民税係 電話(0254)75-8928(直通)

【従業員(納税者)あて通知書(青色)】

こちらの通知書は、従業員の税額通知です。個人情報の記載がありますので、従業員ごとに切り離して、そのまま開封せずに従業員の方にお渡しください。

税額の計算方法等については、この通知書の裏面に記載してあります。

ご不明な点は、村上市役所税務課までお問い合わせください。

※個人情報の保護の為、お電話では返答できない内容もあります。あらかじめご了承ください。

指定番号	宛名番号	特別徴収義務者名
1234567	2222222	村上市商事 株式会社
受給者番号	氏名	
00002	村上 次郎 様	
住	所	
新潟県村上市岩沢〇〇番地		

あなただけ特別徴収税額を決定したのと同じように、他の従業員も同じように決定して、毎月給与から徴収して、市役所に納付することになります。この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内には、この決定に対して異議を申し立てることはできません。また、この決定に対して異議を申し立てることは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過するとできません。ただし、この決定を無効とする訴えを提起することができる場合があります。この決定を無効とする訴えを提起する場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき、その他裁決を無効とするにつき正当な理由があるとき。

令和〇年〇月〇日

問い合わせ先 村上市 税務課市民税係 電話(0254)75-8928(直通)

※ 市民税・県民税特別徴収税額の通知書や納入書等に記入された指定番号は、各事業者固有の番号となります。市に対して、特別徴収についての照会、連絡をする際には、この番号をお聞かせください。また、届け出をする際には、忘れずに指定番号の記載をお願いいたします。

2. 市・県民税の給与天引き(6月から翌年の5月まで 毎月の給与支給日) 【従業員⇒事業主】

6月から翌年5月まで、通知書に記載されている月割額を毎月の給与支払い時に各従業員(納税者)から徴収してください。

3. 税額の納入(翌月10日まで)【事業主⇒市役所】

◆ 納入方法

「新潟県村上市 市県民税特別徴収納入書」に必要事項を記入のうえ、徴収した月の翌月10日までに次の金融機関等の窓口で納入してください。納入書は6月分から翌年5月分までの12枚と予備2枚の14枚綴りとなっていますので、納入される際には、それぞれ特別徴収した月分の納入書を使用してください。

なお、退職所得分の特別徴収税額は「退職所得分」欄に記入の上、納入してください。

**年の途中で退職、転勤等により毎月の納入金額に変更があった場合、
納入書は再送いたしませんので、納入金額を訂正してご使用ください**
(訂正の方法は、納入書の裏面にも記載してあります。)

<p>新潟県村上市 市県民税 領収証書</p> <p>市区町村コード 152129 口座番号 00640-1-960035 加入者名 村上市会計管理者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>月別</th> <th>年</th> <th>月分</th> <th>納入金額(1)</th> <th>円</th> </tr> <tr> <td>令和〇年</td> <td>6</td> <td>分</td> <td>19,800</td> <td></td> </tr> </table> <p>納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入して下さい。</p> <p>納期限 令和〇年 7月 10日</p> <p>合計額 22813</p>	月別	年	月分	納入金額(1)	円	令和〇年	6	分	19,800		<p>新潟県村上市 市県民税 納入書</p> <p>市区町村コード 152129 口座番号 00640-1-960035 加入者名 村上市会計管理者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>月別</th> <th>年</th> <th>月分</th> <th>納入金額(1)</th> <th>円</th> </tr> <tr> <td>令和〇年</td> <td>6</td> <td>分</td> <td>19,800</td> <td></td> </tr> </table> <p>納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入して下さい。</p> <p>納期限 令和〇年 7月 10日</p> <p>合計額 22813</p>	月別	年	月分	納入金額(1)	円	令和〇年	6	分	19,800		<p>新潟県村上市 市県民税 納入済通知書</p> <p>市区町村コード 152129 口座番号 00640-1-960035 加入者名 村上市会計管理者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>月別</th> <th>年</th> <th>月分</th> <th>納入金額(1)</th> <th>円</th> </tr> <tr> <td>令和〇年</td> <td>6</td> <td>分</td> <td>19,800</td> <td></td> </tr> </table> <p>納入済通知書の納入金額欄に〒記号は記入しないでください。</p>	月別	年	月分	納入金額(1)	円	令和〇年	6	分	19,800	
月別	年	月分	納入金額(1)	円																												
令和〇年	6	分	19,800																													
月別	年	月分	納入金額(1)	円																												
令和〇年	6	分	19,800																													
月別	年	月分	納入金額(1)	円																												
令和〇年	6	分	19,800																													

訂正する場合

市区町村コード	152129	口座番号	00640-1-960035	加入者名	村上市会計管理者
月別	令和〇年 6月分	指定番号	1234567	納入金額(1)	19,800
納入金額(2)欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入して下さい。	給与分(一括徴収分を含む)	21,900			
	退職所得分	1,860			
	延滞金				
	督促手数料				
合計額	40,500				

- ① **入金額(1)欄**
あらかじめ印字されている「納入金額(1)」欄の金額を従業員の退職等により変更する場合は、「納入金額(1)」欄の数字を二重線で抹消し、変更後の金額を「納入金額(2)」欄に記入してください。
- ② **納入金額(2)-給与分(一括徴収分を含む)欄**
従業員から徴収された給与に対する特別徴収税額の月割額の合計額を記入してください。
また、退職等により、未徴収税額を一括徴収した場合の納入金額は、この「給与分」欄に含めて記入してください。
- ③ **納入金額(2)-退職所得分欄**
従業員から徴収された退職手当等に対する所得割額の合計額を記入してください。
- ④ **納入金額(2)-合計額欄**
給与分、退職所得分、延滞金、督促手数料の合計額を記入してください。

納入場所

村上市役所内の銀行派出所、村上市役所各支所(荒川・神林・朝日・山北)、上海府連絡所

第四北越銀行、大光銀行、きらやか銀行、村上信用金庫、新潟県労働金庫、新潟県信用組合、にいがた岩船農業協同組合、かみはやし農業協同組合、新潟県信用漁業協同組合連合会の本店又は各支店

新潟県及び長野県内のゆうちょ銀行または郵便局

※上記以外のゆうちょ銀行・郵便局で納入の場合、「指定通知書」が必要となります。

《市民税・県民税（特別徴収税額）取扱局指定通知書について》

ゆうちょ銀行または郵便局で、村上市の市県民税特別徴収納入書を使用して納入いただく際に、窓口で「市民税・県民税（特別徴収税額）取扱局指定通知書」を求められる場合があります。

16 ページに「指定通知書」の様式を掲載しておりますので、必要に応じてコピーしてお使いください。

また、村上市ホームページからも様式をダウンロードいただけます。

◆ 納期の特例について

従業員（給与の支払いを受ける人）が常時10人未満の事業所で「特別徴収税額の特例に関する申請書」を市に提出し、市長の承認を受けた場合には、特別徴収税額のうち、6月分から11月分を12月10日まで、12月分から5月分を6月10日までの年2回に分けて納入することができます。

納期の特例についての問い合わせ、申請書の提出等については、村上市役所 税務課 市民税係までご連絡ください。

◆ 納期限後の納入に係る督促手数料および延滞金

事業主（特別徴収義務者）が納期限までにその徴収額を納入されない場合は、督促手数料および延滞金を負担していただくこととなりますので、期日内に必ず納入してください。

各納期限までに納入されなかった場合は、納期限の翌日から納入の日までの日数に応じて、税額(※1)に年14.6%(※2)の割合を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。

なお、「納期限の翌日から1ヶ月を経過する日まで」の延滞金は特例基準割合(※3)に年1%を加算、「1ヶ月を経過する日の翌日から納税の日まで」の延滞金は特例基準割合に年7.3%を加算した割合が適用されることとなります。

また、督促状に係る手数料は、村上市市税条例にもとづき1通につき100円となります。

※1 税額に1,000円未満の端数があるとき、またはその税額が2,000円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てます。

※2 「納期限の翌日から2ヶ月を経過する日まで」の延滞金は延滞金特例基準割合(※3)に年1%を加算した割合(令和5年は2.4%)、「納期限の翌日から2ヶ月を経過する日の翌日から納入の日まで」の延滞金は、延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合(令和5年は8.7%)が適用されることとなります。

※3 国内銀行の貸出約定平均金利(新規・短期)の前前年9月から前年8月における平均に1%を加算した割合のことです。



4. 特別徴収税額に変更があった場合〔市役所⇒事業主⇒従業員〕

特別徴収税額を通知した後に、異動(退職・休職・転勤など)があった場合または特別徴収税額等の課税内容に変更が生じた場合には、市役所から「市民税・県民税特別徴収税額の変更通知書(特別徴収義務者用)」および「市民税・県民税特別徴収税額の変更通知書(納税義務者用)」をお送りしますので、「市民税・県民税特別徴収税額の変更通知書(納税義務者用)」を開封せずに従業員(納税者)にお渡しいただくとともに、変更月以後については、変更通知書に記載された、変更後の月割額を徴収し納入してください。

《注意点》

- 「一括徴収」・「転勤」・「普通徴収切替」の方の変更通知書(納税義務者用)は送付しておりません。
- 月割額が変更になっていますので、「市県民税特別徴収納入書」の納入金額を訂正して納入してください。
- 変更通知書(特別徴収義務者用)には、変更のあった従業員の氏名、住所、税額のみ記載されています。
- 従業員が申告等をしたことにより、税額が減少して還付金が発生する場合は、従業員本人と手続きを進めさせていただきます。事業所を経由して還付する必要がある場合は、ご連絡ください。

令和 年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税

変更後の月割額の合計額が表示されています。
日付が最新の通知書で合計金額をご確認ください。

特別徴収税額		課税人員		非課税人員	
月別	納付額	人数	納付額	人数	納付額
6月分			12月分		
7月分			1月分		
8月分			2月分		
9月分			3月分		
10月分			4月分		
11月分			5月分		
12月分					

地方税法第41条及び第321条の4(第321条の6)第1項並びに村上市税条例第33条の規定によって、平成 年度給与所得等に係る市民税及び県民税の特別徴収税額を下記のとおり決定(変更)したので通知します。

令和〇年〇月〇日

指定番号	宛名番号	市町村コード	受給者番号	特別徴収税額	納付月	10月分	2月分
					6月分		
					7月分		
					8月分		
					9月分		
					10月分		
					11月分		
					12月分		
					1月分		
					2月分		
					3月分		
					4月分		
					5月分		

税額が変更になる月を表示しています。

税額に変更があった従業員の変更後の特別徴収税額および毎月徴収していただく月割額を表示しています。

税額の変更理由などを表示しています。

この通知書の記載事項に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内、村上市長に対して審査請求をすることができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)上記の審査請求に対する裁決を拒否した場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、村上市を被告として(訴訟において村上市を代表する者は村上市長となります)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

特別徴収義務者	氏名又は名称	個人番号又は法人番号
---------	--------	------------

(問い合わせ先) 村上市 税務課 市民税係
電話(0254)75-8928(直通)

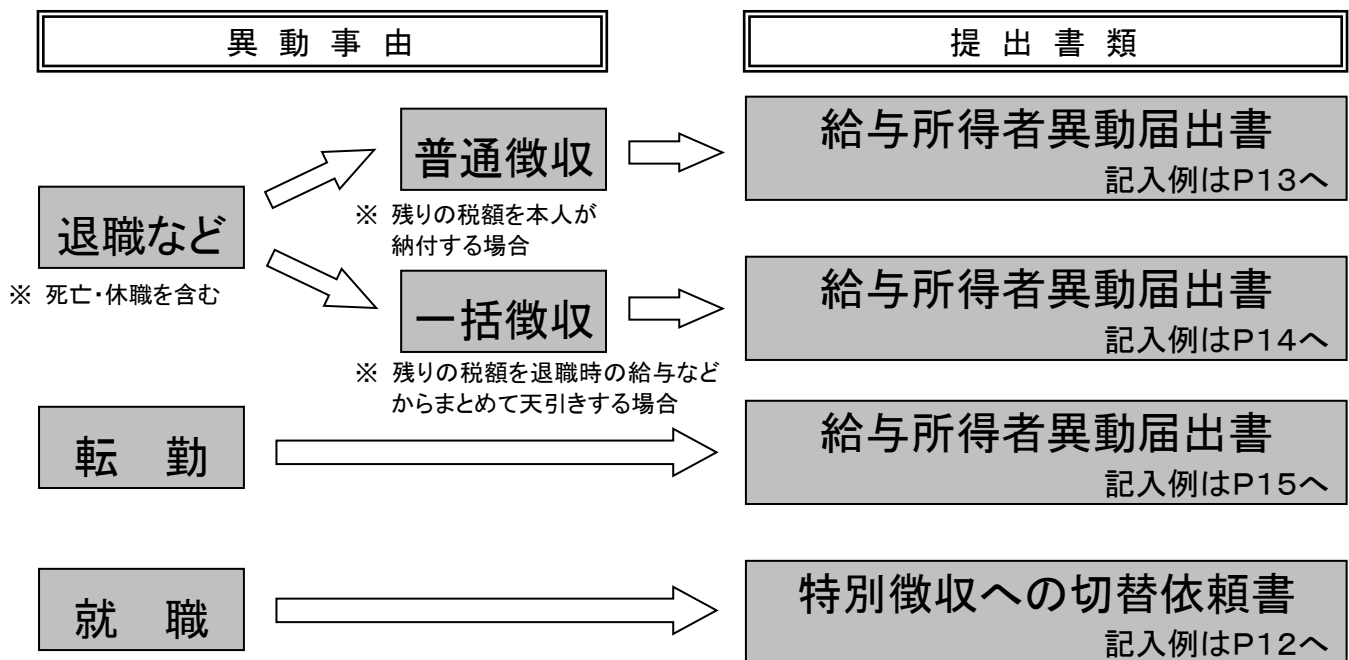
5. 必要な届出について(事業主⇒市役所)

事業所の名称変更・住所移転等があったときや従業員等が異動(退職・死亡・転勤・休職)し給与の支払いを受けなくなったときは、異動届出書等を村上市役所 税務課までご提出ください。平成29年1月1日以後の異動に関わる届出には、給与支払者の個人番号(マイナンバー)又は法人番号、また給与所得者の個人番号の記載が義務となりました。

- 従業員に異動があった場合、その月の翌月以降の月割額は、従業員の方がご自分で納付する方法(普通徴収)に切り替えるか、転勤先の事業所で引き続き特別徴収をするか、または未徴収税額を一括徴収するか of the いくつかの方法により納入いただくこととなります。

「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」の提出が遅れますと、納税者(従業員)に係る特別徴収義務が継続したままとなり、納税者本人への納税通知書の送付が遅れたり、事業主様には督促状等が送付されたりすることがありますので、必ず早めの提出をお願いします。

異動(退職・死亡・転勤・休職)があった場合は翌月5日まで(必着)に異動届出書を必ず送付してください。



◆ 退職者等の一括徴収について

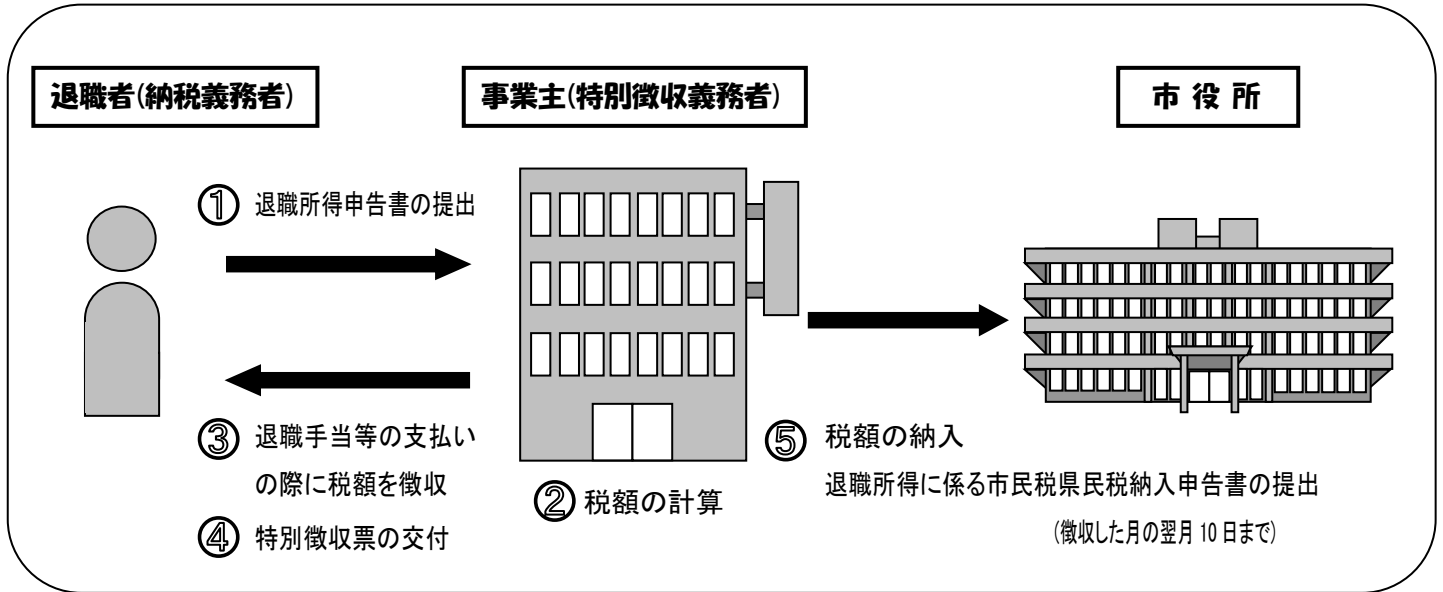
- 退職等の日が6月1日から12月31日までの場合
退職等をした従業員から一括徴収の申し出がある場合は、残りの税額をまとめて徴収してください。
- 退職等の日が翌年1月1日から翌年4月30日までの場合
退職等をした従業員から一括徴収の申し出がない場合であっても、残りの税額をまとめて徴収してください。ただし、5月31日までに支払われる給与や退職手当等の額が残りの税額に足りない場合などは、この限りではありません。

6. “退職手当等に対する市・県民税”の特別徴収について

退職所得(退職手当等)に対する市民税・県民税の所得割(分離課税)については、所得税と同様に、他の所得と区分して退職手当等の支払われる際に支払者が税額を計算し、退職手当等の支払金額からその税額を差し引いて、市町村に納入することとされています。

その場合は、「市県民税特別徴収納入書」の表面「退職所得分」欄に、退職手当等から差し引いた税額を記入して、納入ください。併せて、「退職所得に係る市民税県民税納入申告書」に必要事項を記入し、村上市役所 税務課 市民税係へ 提出してください。(用紙は、同封の市民税・県民税特別徴収の関係書類綴りに綴じられています。)

《“退職手当等に対する市民税・県民税”の特別徴収の流れ》



◆ 「退職所得に係る市民税県民税納入申告書」の提出方法変更について

平成 28 年 1 月 1 日からマイナンバー制度が始まったことにより、退職所得等に係る市民税県民税納入申告書の提出方法が変更になりました。変更前は、市県民税特別徴収納入書(振込用紙)裏面に源泉徴収した市県民税の金額などを記入いただいていたのですが、平成 28 年 1 月 1 日以降に支払った退職手当等から市県民税を徴収した場合は、市民税・県民税特別徴収の関係書類綴りに綴じられている納入申告書に記入いただき、直接、村上市役所 税務課 市民税係に提出いただくこととなります。

◆ 村上市に対して“退職手当等に対する市民税・県民税”を納めなければならない人

退職手当等の支払いを受けるべき日(通常は退職した日)の属する年の1月1日現在、村上市にお住まいの方が納税義務者となります。

ただし、1月1日現在において生活保護法の規定による生活扶助を受けている方は除かれます。

※ 死亡により支払われる退職手当等に対しては、相続税の課税対象となるため、市・県民税は課税されません。

◆ 退職手当等の支払いを受ける人の申告

退職手当等の支払いを受ける人は、「退職所得申告書」(※)を、退職手当を支払う事業主(特別徴収義務者)を経由して、村上市に提出することになっていますが、この申告書は、事業主が受理したときに村上市に提出したとみなされるため、申告書は事業主の手元に保管してください。

また、退職手当等に係る市・県民税の所得割額は、この退職所得申告書をもとにして計算してください。

※所得税の「退職所得の受給に関する申告書」と同一の様式です。

◆ 税額の計算

① 退職所得の金額

退職所得の金額は、次の算式によって計算します。

$$\text{退職所得の金額} = (\text{退職手当等の収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

※1 ただし、役員等としての勤続年数が5年以下の人へ、その役員等の勤続年数に対応して退職手当等を支払う場合は、上記計算式の $\times 1/2$ の措置はありません。

※2 役員等以外としての勤続年数が5年以下の人へ支払われる短期退職手当等のうち、退職金の額から退職所得控除額を差し引いて300万円を超える部分については、上記計算式の $\times 1/2$ の措置はありません。

② 退職所得控除の計算

勤続年数に応じて、次の算式によって計算します。

勤続年数	退職所得控除額
20年以下の場合	40万円 × 勤続年数 (80万円に満たないときは80万円)
20年を超える場合	800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)

※ 在職中に障害者に該当することとなったことにより退職した場合には、上記により計算した控除額に100万円が加算されます。

③ 税額の算出方法

次の算式によって計算します。

退職所得の金額 (1,000円未満の端数切捨て)	×	税率		=	特別徴収すべき税額	
		市民税	県民税		市民税額	県民税額
		6%	4%		(100円未満切捨て)	(100円未満切捨て)

※ 平成25年1月1日以降支払われる退職手当等については10%の税額控除が廃止されました。

◆ 税額の計算例

勤続年数(※)32年で18,649,732円の退職手当等を受けた場合

※ 退職手当等を計算するときに基礎とした年数ではなく、実際の勤続年数となります。

なお、勤続年数に1年未満の端数がある場合は、これを1年に切り上げて計算してください。

● 退職所得控除額

$$8,000,000 \text{円} + 700,000 \text{円} \times (32 \text{年} - 20 \text{年}) = 16,400,000 \text{円}$$

● 退職所得の金額

$$(18,649,732 \text{円} - 16,400,000 \text{円}) \times 1/2 = 1,124,866 \text{円} \rightarrow 1,124,000 \text{円} \text{ (1,000円未満端数切捨て)}$$

● 特別徴収すべき税額

$$\text{市民税額 } 1,124,000 \text{円} \times 6\% = 67,440 \text{円} \rightarrow 67,400 \text{円}$$

$$\text{県民税額 } 1,124,000 \text{円} \times 4\% = 44,960 \text{円} \rightarrow 44,900 \text{円}$$

$$\text{特別徴収すべき税額 } 67,400 \text{円} + 44,900 \text{円} = \boxed{112,300 \text{円}}$$

◆ 特別徴収票

特別徴収票はその年に支払いの確定した退職手当等について、その支払いを受ける人ごとに2部作成し、退職後1ヵ月以内に1部を市町村に提出し、他の1部を退職手当等の支払いを受ける人に交付してください。

ただし、次の場合には、特別徴収票の提出または交付が省略されています。

- ① 税額の計算をした結果、特別徴収すべき税額がないときは特別徴収票の交付は必要ありません。
- ② 法人の取締役、監査役、理事、監事、精算人、相談役もしくは顧問、その他の役員以外の受給者の特別徴収票については、受給者に対する交付のみで市町村に提出する必要はありません。

なお、特別徴収票は退職所得の源泉徴収票と同一用紙となっており、用紙は税務署で交付されています。

◆ 納入の手続き

退職手当等を支払う事業主様は、「新潟県村上市 市県民税特別徴収納入書」の表面「退職所得分」欄に、特別徴収した退職手当等に対する市民税・県民税の税額を記入していただき、徴収した月の翌月10日までにその月の給与分とまとめて金融機関等で納入してください。

また、併せて、市民税・県民税特別徴収の関係書類綴に綴じられている「退職所得に係る市民税・県民税納入申告書」に必要事項を記入いただき、村上市役所税務課までご提出ください。

市県民税特別徴収納入書

市民税県民税納入申告書

新潟県村上市 市県民税特別徴収納入書		振替の請求に使用する欄 払出口座番号 払出請求人印	
市区町村コード	口座番号	加入者名	
152129	00640-1-960035	村上市会計管理者	
月別 令和 ○年 4月分	納入金額(1) 1234567	納入金額(2) 15,300	
納入すべき金額が右の 納入金額(1)の欄の金額と 異なるときは、納入金額 (1)の欄を横線で抹消し、 納入金額(2)の欄に記入し て下さい。	給与分 (一括徴収 分を含む)	15300	
	退職 所得分	112300	
	延滞金		
	督促 手数料		
納期 令和 ○年 5月10日	合計額	127600	
領収日付印			
住所 〒 958-0000 又は 新潟県村上市 所在地 ○町○番○号 氏名 村上商事 株式会社 又は 名称		納	

退職所得に係る市民税県民税納入申告書			
村上市長	年月日 提出	年 月 分	人 員
退職手当等支払金額	十 萬 千 百 十 万 千 百 十 円		
特別徴収 税 額	市民税		
	県民税		
(特別徴収義務者) 住所(居所) 又は所在地	〒		(受付印)
氏名又は 名称			
法人番号又は個人番号			
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により、上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。			

◎退職金支払明細			
退職した年の1月1日の住所	氏名	勤続年数	年 退職金額 円
		特別徴収税額	市民税 円 県民税 円
退職した年の1月1日の住所	氏名	勤続年数	年 退職金額 円
		特別徴収税額	市民税 円 県民税 円
退職した年の1月1日の住所	氏名	勤続年数	年 退職金額 円
		特別徴収税額	市民税 円 県民税 円

退職所得に対する市・県民税はこの欄に記入してください。

提出先 〒958-8501 新潟県村上市三之町1番1号 村上市役所 税務課 市民税係



特別徴収Q&A

① 退職 ～すでに退職した人の決定通知書が届いた場合～

Q1 5月に特別徴収税額の決定通知書が届きましたが、従業員が4月に退職したため、6月からの特別徴収ができなくなりました。どうしたらよいですか？

A1 「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」に必要事項を記入のうえ、早急に市役所までご提出ください。(記入例は下図を参照してください。)なお、退職等のため配布できない従業員あての通知書(青色)については、異動届出書に添えてご返送ください。

記入例

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

令和〇年4月15日提出		所在地	〒958-0000 新潟県村上市三之町〇番〇号		特別徴収業務者 指 定 番 号	1234567	
		フリガナ	ムカシヨウ カジカイヤ		宛 名 番 号	2222222	
村上市長殿 給与支払者		氏名又は名称	村上商事 株式会社		担 当 者	所 属	経理係
		個人番号 又は法人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		当 籍	氏 名	神林 花子
給与所得者		フリガナ	朝日 結美	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異 動 年 月 日
		氏 名	朝日 結美	72,000	6月まで	4月まで	〇年
給与支払者		生年月日	平成3年5月15日	3月まで	5月まで	4月	異 動 の 事 由
		個人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	60,000	12,000	1日	1. 退職 2. 転職・長 3. 死亡 4. 支払少額・不定 5. 支払少額・不定 6. 合併 7. その他
1月1日 現在の住所		1月1日 現在の住所	村上市岩沢〇〇番地	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人給付)	
		異動後の住所	同上				

1. 特別徴収継続の場合
特別徴収業務者指定番号 (新規) 法人番号 所在地 担当 氏名 電話番号 内線 ()

2. 一括徴収の場合
理由 2 1. 異動が令和 年12月31日まで、一括徴収の申出があったため
2. 異動が令和 〇年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため
徴収予定日 4月25日 徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 12,000円
左記の一括徴収した税額は、 4 月分(翌10日納入期限分)で納入します。

3. 普通徴収の場合
理由 1. 異動が令和 年12月31日まで、一括徴収の申出がないため
2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため
3. 死亡による退職であるため

《市役所から送付するもの》

【事業主あて】

- 市民税・県民税の決定通知書(事業主用)差し替え分

【個人あて】

- 市民税・県民税の決定通知書(個人用)
- 納付書(本人が口座振替を申し込んでいない場合)

特別徴収Q&A

② 新規追加 ～新たに特別徴収される方がいる場合～

Q2 今年の9月に入社した従業員の市・県民税も10月から特別徴収したいのですが、どうすればよいですか？

A2 普通徴収から特別徴収に切り替える場合は、「特別徴収への切替依頼書」をご提出ください。

《注意点》

- 普通徴収(個人納付)の納期限(※)が過ぎた分については、特別徴収に切り替えることができないため、ご本人に納付していただくこととなります。
- 前年中の所得がない場合は、翌年度の市・県民税が課税されないため、特別徴収に切り替えることができません。

※ 村上市の市・県民税 普通徴収(個人納付)の納期限は、6月(1期)・8月(2期)・10月(3期)・1月(4期)の末日の年4回となっています。

特別徴収の給与事務
が間に合う月を記入
してください。

記入例

特別徴収への切替依頼書

(送付印) (あて先) 村上市長 令和〇年9月30日 提出	所在地	〒958-0000 新潟県村上市三之町〇番〇号		特別徴収義務者 指定番号	1234567	
	特へ別給徴収支義務者	名称	フジガナ ムラカミシヨウジ カブシキガイシャ 村上商事 株式会社		係	経理係
	代表者名	村上 太郎		連絡先	氏名	村上 花子
	法人番号	4 5 4 5 4 5 4 5 4 5	電話	(0254) 53 - 2111		

◎ 下記の者について 10 月分(翌月10日納期限)から特別徴収を希望します。

特別徴収に切替える者の住所・氏名	生年月日	該当年度	年税額	納付済額	※市処理欄		
住所 新潟県村上市三之町〇番〇号	M・T・S・H 1 年 1 月 1 日	〇〇年度	121,200 円	61,200 円	決定 入力	開始 審査	日 延 報 特 停 止 要 ・ 不 要
氏名 フジガナ ムラカミ サブロウ 村上 三郎	※宛名番号			(第 2 期分まで)			
個人番号	4 5 4 5 4 5 4 5 4 5						

特別徴収に切替える者の住所・氏名	生年月日	該当年度	年税額	納付済額	※市処理欄		
住所	M・T・S・H 年 月 日		円	円	決定 入力	開始 審査	日 延 報 特 停 止 要 ・ 不 要
氏名	※宛名番号			(第 期分まで)			
個人番号							

特別徴収に切替える者の住所・氏名	生年月日	該当年度	年税額	納付済額	※市処理欄		
住所	M・T・S・H 年 月 日		円	円	決定 入力	開始 審査	日 延 報 特 停 止 要 ・ 不 要
氏名	※宛名番号			(第 期分まで)			
個人番号							

9月に届出を提出する場合、
8月(2期)の納期限が過ぎて
いるため、8月(2期)分までは
普通徴収(個人納付)で納付
してください。

注) ・納期の経過した普通徴収税額につきましては、特別徴収できませんのでご注意ください。
・二重納付防止のため、切替対象者あてに送付済みの普通徴収の納付書(特徴切替対象分)は、破棄していただくか、またはこの依頼書に同封してください。

《市役所から送付するもの》

【事業主あて】

- 市民税・県民税の決定(変更)通知書(事業主用)
 - 市民税・県民税の決定(変更)通知書(個人用) ⇒ 従業員にお渡しください。
- ※ 納入書は送付しませんので訂正してご使用ください。(訂正のしかたは4ページへ)

特別徴収Q&A

③ 中途退職 ～残りの税額を個人が納める場合～

Q3 従業員が11月に退職しました。11月までは特別徴収しましたが、12月から特別徴収できなくなりますので、残りの税額を納税者本人が納付する方法(普通徴収)に切り替えたいのですが・・・。

A3 「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」に必要事項を記入のうえ、市役所までご提出ください。(記入例は下図を参照してください。) なお、残りの税額は、退職された従業員あてに納税通知書が送付され、直接納税していただくこととなりますので、退職時に納税者へご説明いただきますようお願いいたします。

記入例

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

●異動があった場合は、すみやかに提出してください。

		年度	
		① 現年度	2. 新年度
令和○年12月25日提出	所在地 〒958-0000 新潟県村上市三之町○番○号	特別徴収業務指定番号 1234567	2222222
フリガナ 村上商事 株式会社	フリガナ 村上商事 株式会社	所属 経理係	
氏名又は名称 村上商事 株式会社	氏名 村上商事 株式会社	氏名 神林 花子	
個人番号又は法人番号 1	個人番号の記載に当たっては左段を空欄とし右段で記載	当籍 電話 0254-53-2111	内線(123)
フリガナ 朝日 結美	特別徴収税額(年税額) 83,000	未徴収税額(7)-(イ) 41,600	異動年月日 11月30日
氏名 朝日 結美	(ア) 特別徴収税額(年税額) 83,000	(イ) 徴収済額 6月まで 11月まで	(ウ) 未徴収税額(7)-(イ) 41,600
生年月日 平成3年5月15日			
個人番号 2			
受給者番号			
1月1日現在の住所 村上市岩沢○○番地			
異動後の住所 同上			
異動の事由 1. 退職 2. 転勤・長欠 3. 死亡 4. 少額・不特定 5. 合併・解散 6. その他	異動後の未徴収税額の徴収方法 3. 普通徴収(本人納付)		
1. 特別徴収継続の場合		新しい勤務先へは、月割額 円を 月分(翌月10日納入期限)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。	
2. 一括徴収の場合		左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限)で 納入します。	
3. 普通徴収の場合			

※黒のボールペン又は黒インクで記入してください。特別徴収業務指定番号は、給与支払報告書に記載された番号を記載してください。

※フリガナは、漢字のフリガナを記載してください。フリガナは、漢字のフリガナを記載してください。

※個人番号は、16桁の数字を記載してください。個人番号の記載に当たっては左段を空欄とし右段で記載してください。

※1月1日現在の住所は、1月1日現在の住所を記載してください。1月1日現在の住所が不明な場合は、1月1日現在の住所を記載してください。

※異動の事由は、1. 退職 2. 転勤・長欠 3. 死亡 4. 少額・不特定 5. 合併・解散 6. その他 を選択してください。

※異動後の未徴収税額の徴収方法は、1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収(本人納付) を選択してください。

《市役所から送付するもの》

【事業主あて】

- 市民税・県民税の決定(変更)通知書(事業主用)
- ※ 納入書は送付しませんので訂正してご使用ください。(訂正のしかたは4ページへ)

【個人あて】

- 市民税・県民税の決定(変更)通知書(個人用)
- 納付書(本人が口座振替を申し込んでいない場合)

特別徴収Q&A

④ 中途退職 ～残りの税額を退職時の給与でまとめて天引きする場合～

Q4 従業員が2月に退職しました。2月まで特別徴収し、3月以降の税額については一括徴収の申し出がありました。その場合の手続きはどうなりますか？

A4 3月以降の税額については、給与または退職手当等を支払われる際に一括して徴収していただき、他の在職者の月割額と合計して納入してください。「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」には、一括徴収した税額を何月分で納入するか等必要事項を記入のうえ、市役所までご提出ください。(記入例は下図を参照してください。)

※ 退職の日が1月1日から4月30日までの間の方については、本人からの申し出がない場合であっても、残りの税額をまとめて徴収してください。

記入例

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

令和○年3月2日提出		所在地 〒958-0000 新潟県村上市三之町○番○号	特別徴収業務者 特定番号 1234567
フリガナ 村上市長殿		フリガナ マカシヨウカ カブシカイシャ	氏名番号 22222222
氏名又は名称 村上商事 株式会社		担当 当給 者先	所属 氏名 経理係 神林 花子
個人番号 又は法人番号 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		電話 0254-53-2111	内線(123)

給与所得者

フリガナ 氏名 朝日 結美	(ア) 特別徴収税額 (年税額) 101,100 円	(イ) 徴収済額 6月まで 2月まで 75,900 円	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 3月まで 3月まで 25,200 円	異動年月日 〇年 1月 28日	異動の事由 1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 死亡 5. 支払少額・不都合 6. 合併 7. その他	異動後の未徴収 税額の徴収方法 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人負担)
------------------	-------------------------------	-----------------------------	---	-----------------	---	--

1. 特別徴収継続の場合

特別徴収業務者 指定番号	所在地	フリガナ	氏名又は名称	法人番号	担当 者先 氏名 電話	新しい勤務先へは、月割額 〇円を 〇月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです
-----------------	-----	------	--------	------	----------------------	---

2. 一括徴収の場合

理由 2	1. 異動が令和 年12月31日まで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和○年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日 (上記(ウ)と同様) 3月20日	徴収予定額 (上記(ウ)と同様) 25,200 円	左記の一括徴収した税額は、 3月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
------	---	-------------------------	---------------------------	---------------------------------------

3. 普通徴収の場合

理由	1. 異動が令和 年12月31日まで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため
----	---

一括徴収した場合は必ず記入してください。

注意
 黒のボールペン又はペンで記載してください。
 ④ 給与支払報告の提出期限は、特別徴収業務者指定番号が記載された給与支払報告書に記載してください。
 ⑤ 給与支払報告書の提出期限は、給与支払報告書に記載された給与支払報告書に記載してください。
 ⑥ 給与支払報告書の提出期限は、給与支払報告書に記載された給与支払報告書に記載してください。
 ⑦ 給与支払報告書の提出期限は、給与支払報告書に記載された給与支払報告書に記載してください。
 ⑧ 給与支払報告書の提出期限は、給与支払報告書に記載された給与支払報告書に記載してください。
 ⑨ 給与支払報告書の提出期限は、給与支払報告書に記載された給与支払報告書に記載してください。
 ⑩ 給与支払報告書の提出期限は、給与支払報告書に記載された給与支払報告書に記載してください。

《市役所から送付するもの》

【事業主あて】

- 市民税・県民税の決定(変更)通知書(事業主用)

※ 納入書は送付しませんので訂正してご使用ください。(訂正のしかたは4ページへ)

特別徴収Q&A

⑤ 転勤(転職) ～転勤先でも引き続き特別徴収される場合～

Q5 従業員が12月末で関連会社に転勤します。11月分までは特別徴収しましたが、12月からは新しい給与支払者での特別徴収となります。その場合の手続きはどうなりますか？

A5 「特別徴収に係る給与所得者異動届」を提出してください。現在の勤務先で上欄を記入していただき、新しい勤務先へ送付してください。また、新たな勤務先で下欄【1.特別徴収継続の場合】に必要事項を記入していただき、市役所へ提出してください。

(村上市ホームページに下図様式の PDF を掲載しておりますので、ダウンロードをしてご利用ください)

記入例

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

		年度	
		① 現年度	2. 新年度 3. 两年度
令和〇年11月25日提出	村上市長殿	〒958-0000 新潟県村上市三之町〇番〇号	特別徴収業務者 指定番号 1234567 宛名番号 22222222
	フリガナ	フリガナ	担当 所 属 氏名 経理係 氏名 神林 花子
	氏名又は名称	村上商事 株式会社	当 緒 者先 電話 0254-53-2111 内線(123)
	個人番号 又は法人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	※個人番号の記載に当たっては 五桁を空欄とし右詰めで記載
給 与 所 得 者	フリガナ	朝日 結美	特別徴収額 (ア) 83,000 円
	氏名	朝日 結美	(イ) 徴収額 6月まで 12月まで 11月まで 5月まで
	生年月日	平成3年 5月 15日	(ウ) 未徴収額 (ア)-(イ) 41,600 円 41,400 円
	個人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	異 動 年 月 日 〇 年 2 月 11 日 30 日
	受給者番号		異 動 の 事 由 1. 退職 2. 転職・長 3. 休職 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併 7. その他 []
	1月1日 現在の住所	村上市岩沢〇〇番地	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
	異動後の 住 所	同上	
1. 特別徴収継続の場合		新しい勤務先へは、月額額 6,900 円を 12 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。	
	特別徴収業務者 指定番号	98756 (新規) 法人番号 3	受給者番号
	所在地	新潟県村上市府屋〇番〇号	納入者の要否 (徴収額の総額)
	フリガナ	フリガナ	<input type="checkbox"/> 必要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要
	氏名又は名称	有限会社 山北商会	担当 氏名 電話 村上 次郎 0254-75-8928 内線(456)
理 由	1. 異動が令和 年12月31日まで、一括徴収の申出があったため	徴収予定日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)
	2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	月 日	円
			左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
理 由	1. 異動が令和 年12月31日まで、一括徴収の申出がないため		
	2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため		
	3. 死亡による退職であるため		

《市役所から送付するもの》

【事業主あて】

- 市民税・県民税の決定(変更)通知書(事業主用)

※ 納入書は送付しませんので訂正してご使用ください。(訂正のしかたは4ページへ)

【転勤先の事業主あて】

- 市民税・県民税の決定(変更)通知書(事業主用)

7. 指定通知書 様式

ゆうちょ銀行または郵便局で納入いただく際に、窓口で「市民税・県民税(特別徴収税額)取扱局指定通知書」を求められる場合があります。必要に応じて切り取りまたはコピーをしてお使いください。

また、村上市ホームページからも様式をダウンロードいただけます。

【新潟県・長野県以外の郵便局で納入される場合】

新潟県および長野県内以外に所在のゆうちょ銀行(郵便局)を利用して納入する場合、ご利用いただくゆうちょ銀行(郵便局)を村上市の特別徴収納入金取扱い金融機関として指定する必要があります。

初回納入時に右の「指定通知書」を納付書に添えて、ご利用になるゆうちょ銀行(郵便局)に提出してください。

なお、翌月以降の納入時には「指定通知書」の提出は不要です。

下記にも提出先のゆうちょ銀行(郵便局)をご記入のうえ、控えとして保管願います。

(控え)

所在地	納入指定ゆうちょ銀行(郵便局)
名称	

ゆうちょ銀行 _____ 長

郵便局長

年 月 日

新潟県村上市長
(公印省略)

指 定 通 知 書

貴局(店)を、地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて、当市の市民税及び県民税(特別徴収税額)の取扱局(店)に指定したので通知します。

1. 口座番号 00640-1-960035
2. 加入者の名称 村上市会計管理者
3. 取まとめ局 長野貯金事務センター

キリトリ